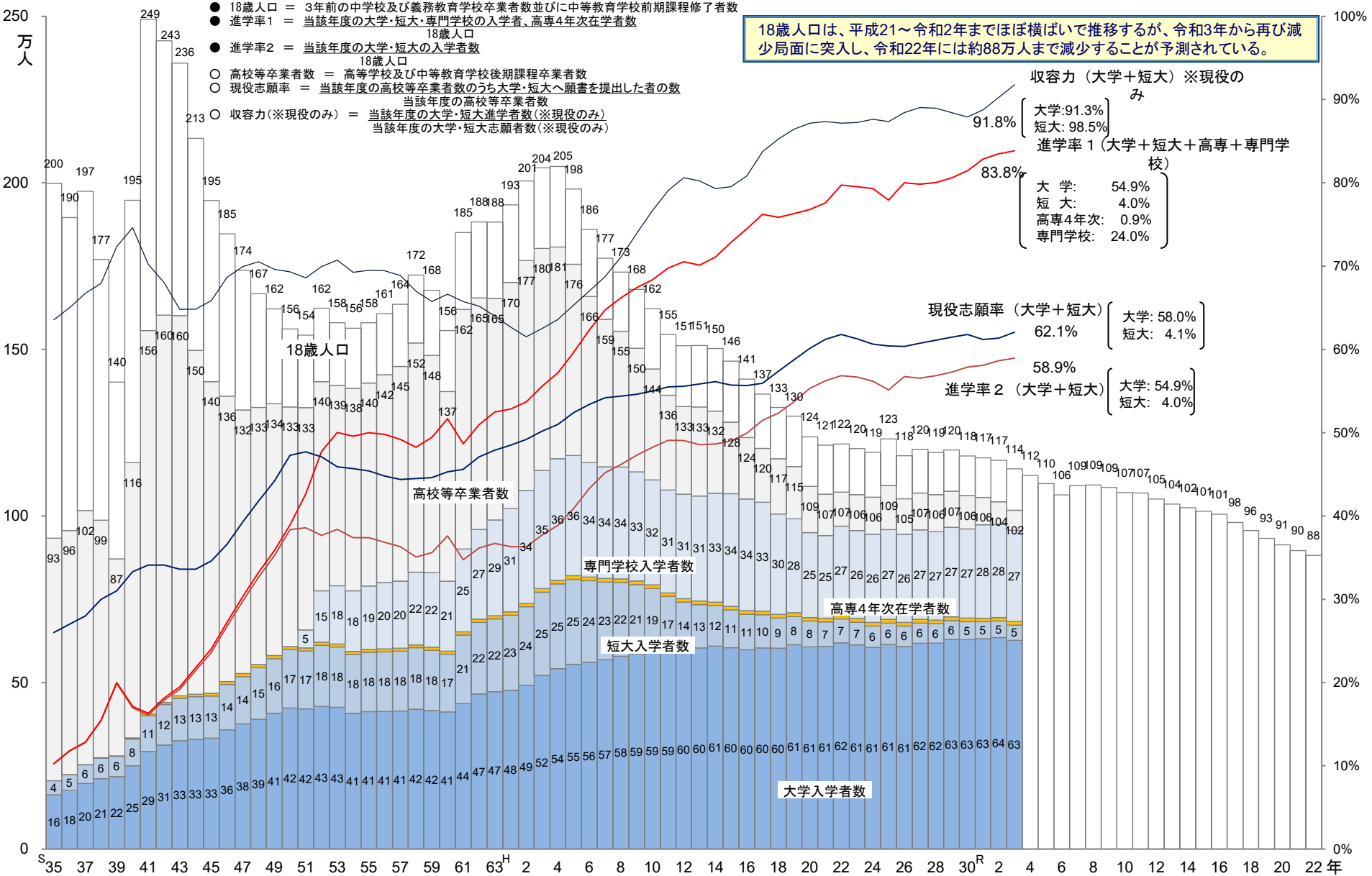


4. 大学の連携・統合・再編、 高等教育の規模等について

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



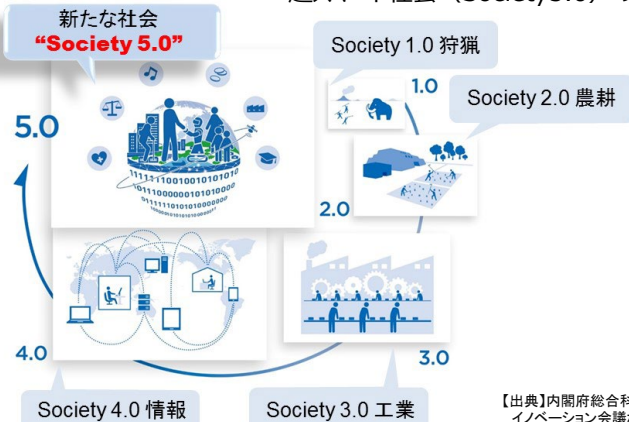
出典：文部科学省「学校基本統計」。令和16～22年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成。

※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

2040年頃の社会の姿

Society 5.0

AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想。

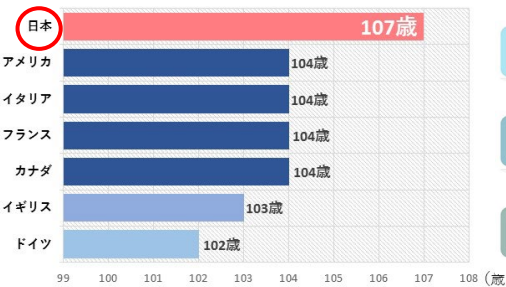


【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議ホームページ等より作成

人生100年時代

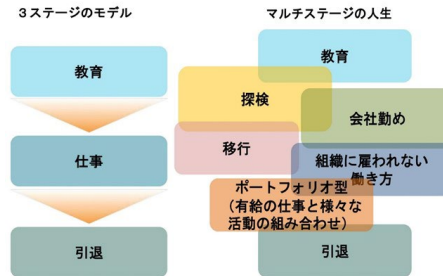
世界一の長寿社会を迎え、教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

2007年生まれの子どもの50%が到達すると期待される年齢



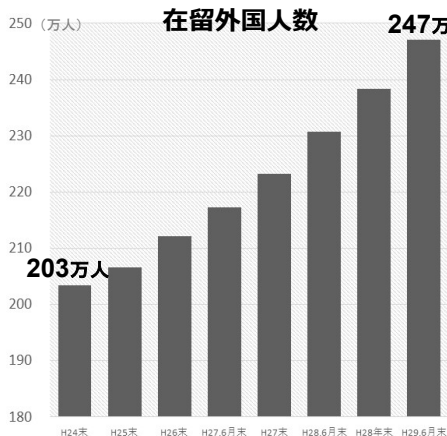
【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

3ステージではなくマルチステージの人生

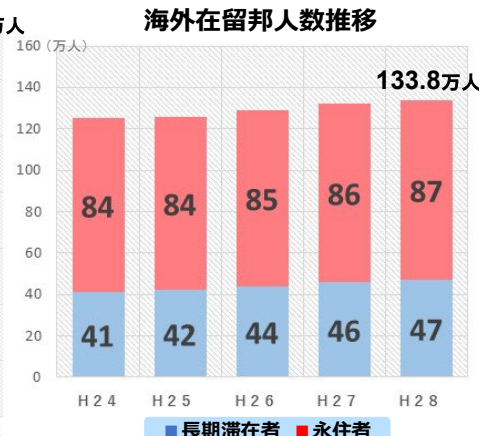


グローバル化

在留外国人数、海外在留邦人数ともに増。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化。



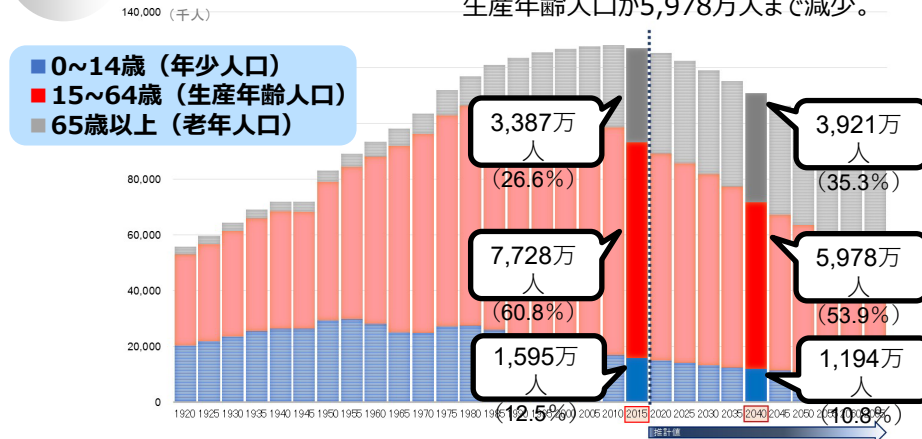
【出典】在留外国人統計(法務省 平成29年6月末)



【出典】海外在留邦人数調査統計(外務省 平成29年要約版)

人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少。

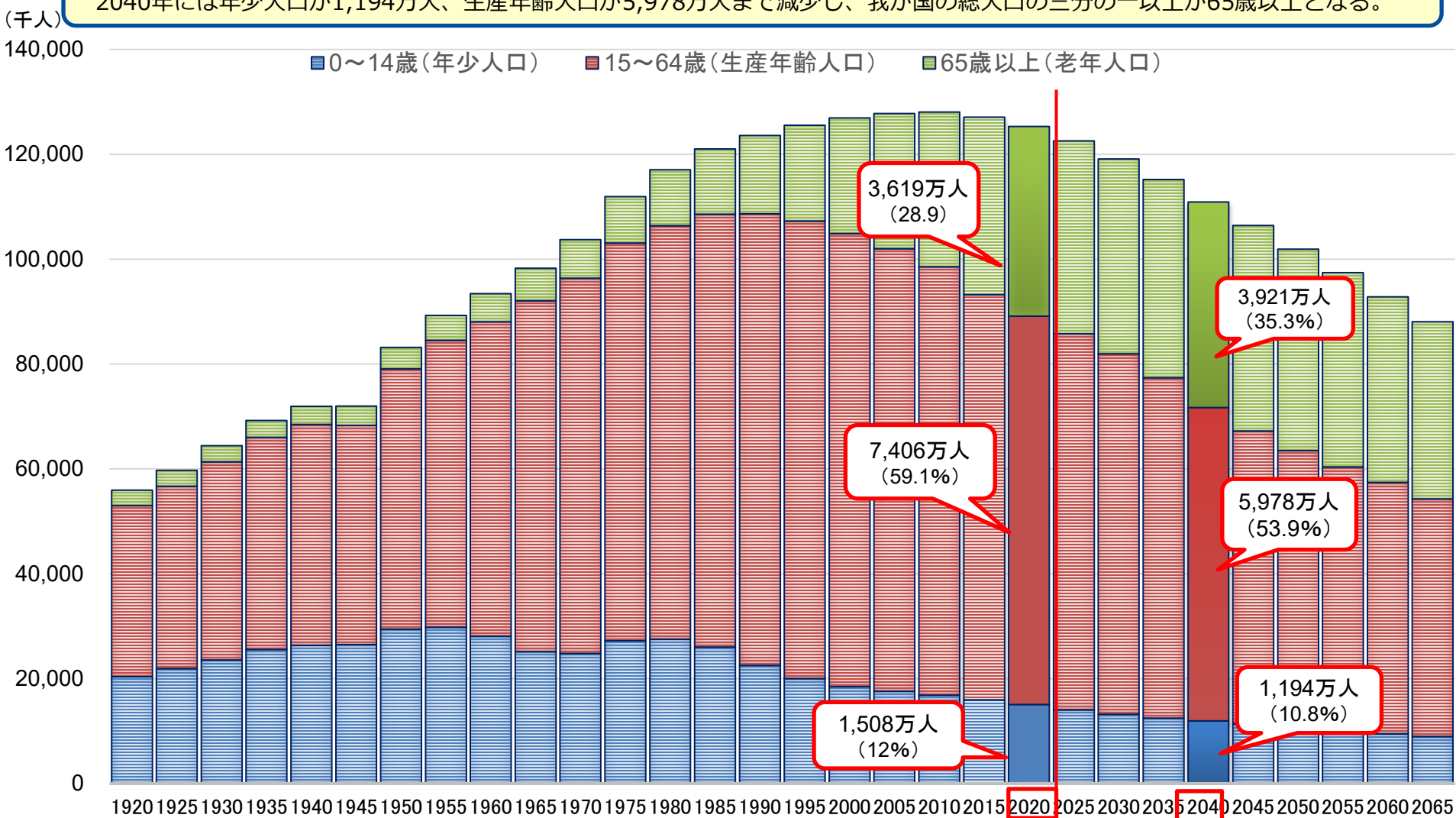


※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年~1970年には沖縄県を含まない。1945年については、1~15歳を年少人口、16~65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

【出典】1920年~2010年:「人口推計」(総務省)、2015年~2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



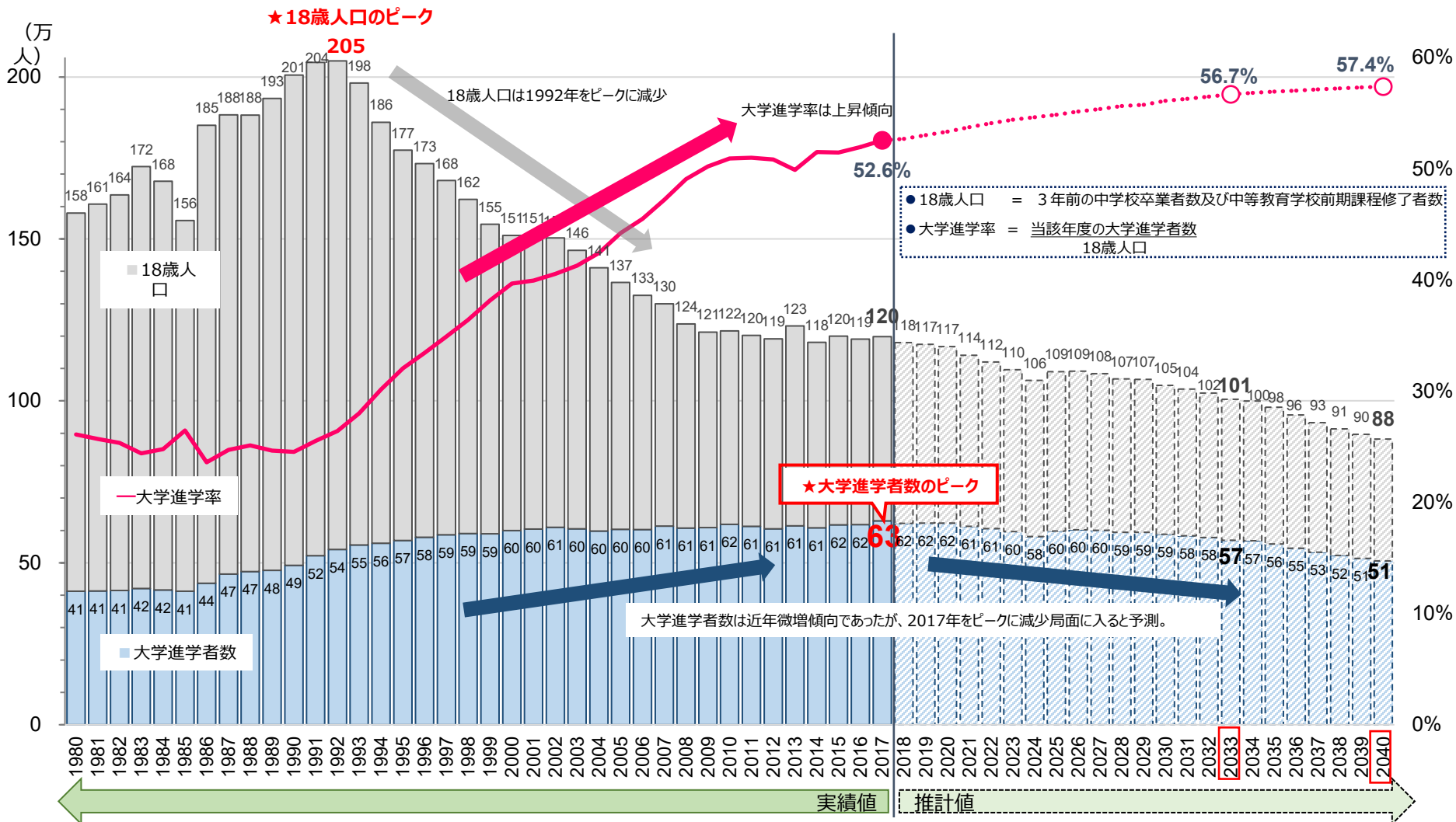
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

推計値

(出典) 1920年～2015年:「人口推計」(総務省)、2020年～2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

大学進学者数等の将来推計について【推計結果】

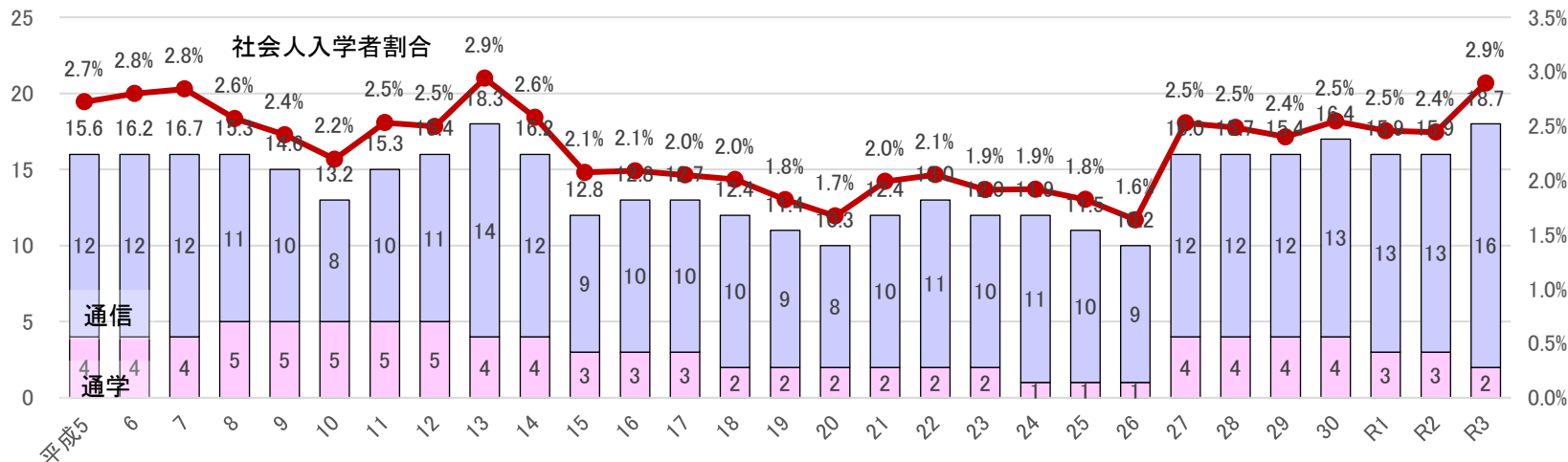
18歳人口が減少し続ける中でも、大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、
2018年以降は18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に入ると予測される。



社会人入学者の動向

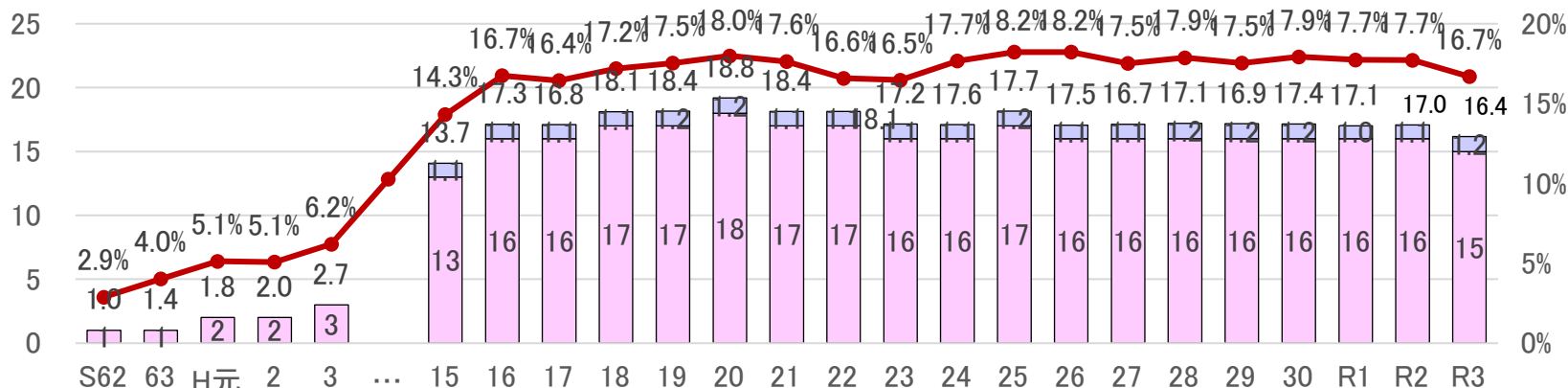
(1) 学部

○ 社会人入学者数（推計）は、平成13年度の約1万8千人から一時減少。平成20年度から増加に転じ、令和3年度は約1万9千人と最多。



(2) 大学院

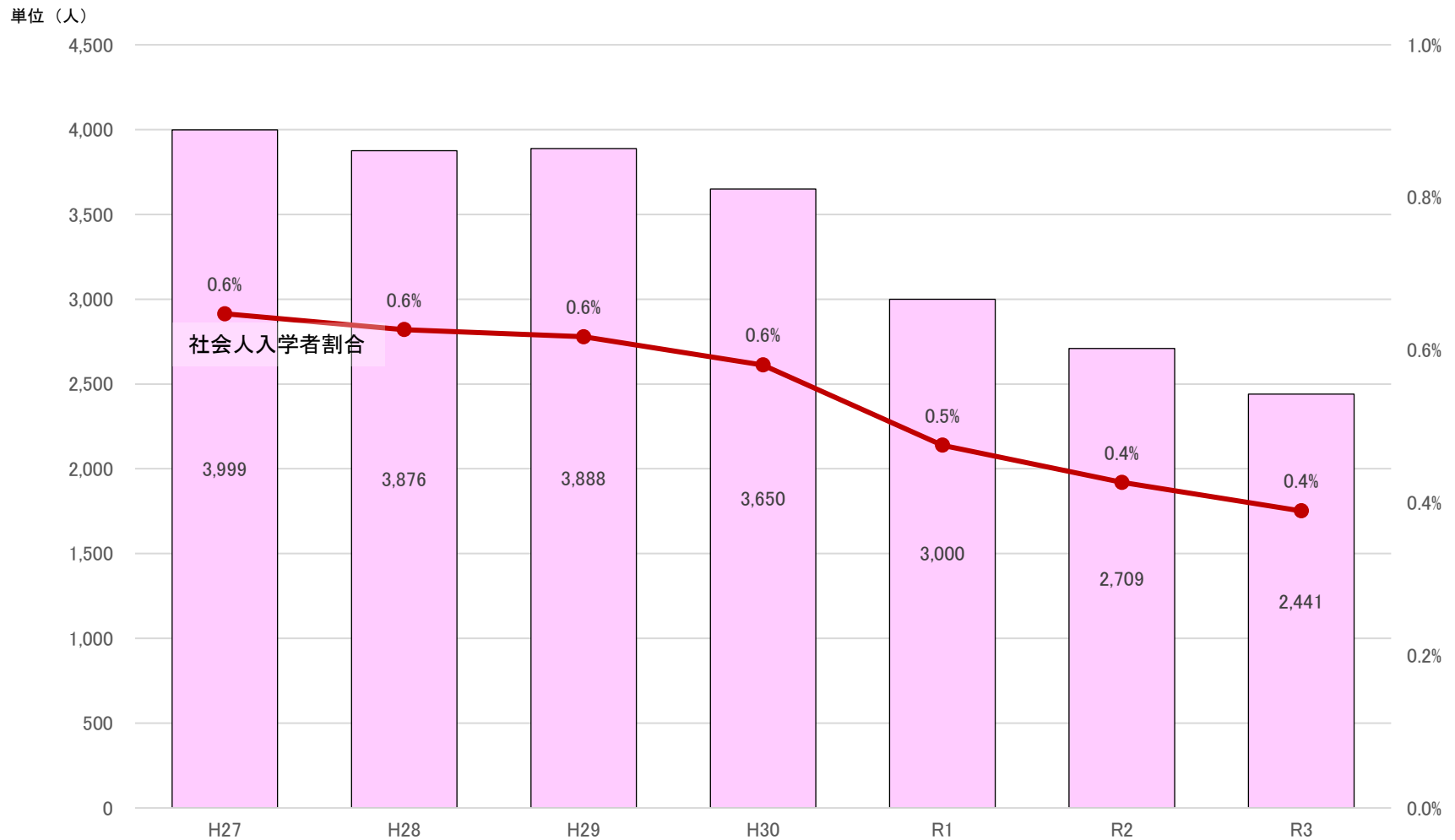
○ 社会人入学者数は、近年は概ね1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合16.7% (令和3年度)。



※ 出典: 学校基本調査報告書

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

社会人入学者の動向（学部・通学制）

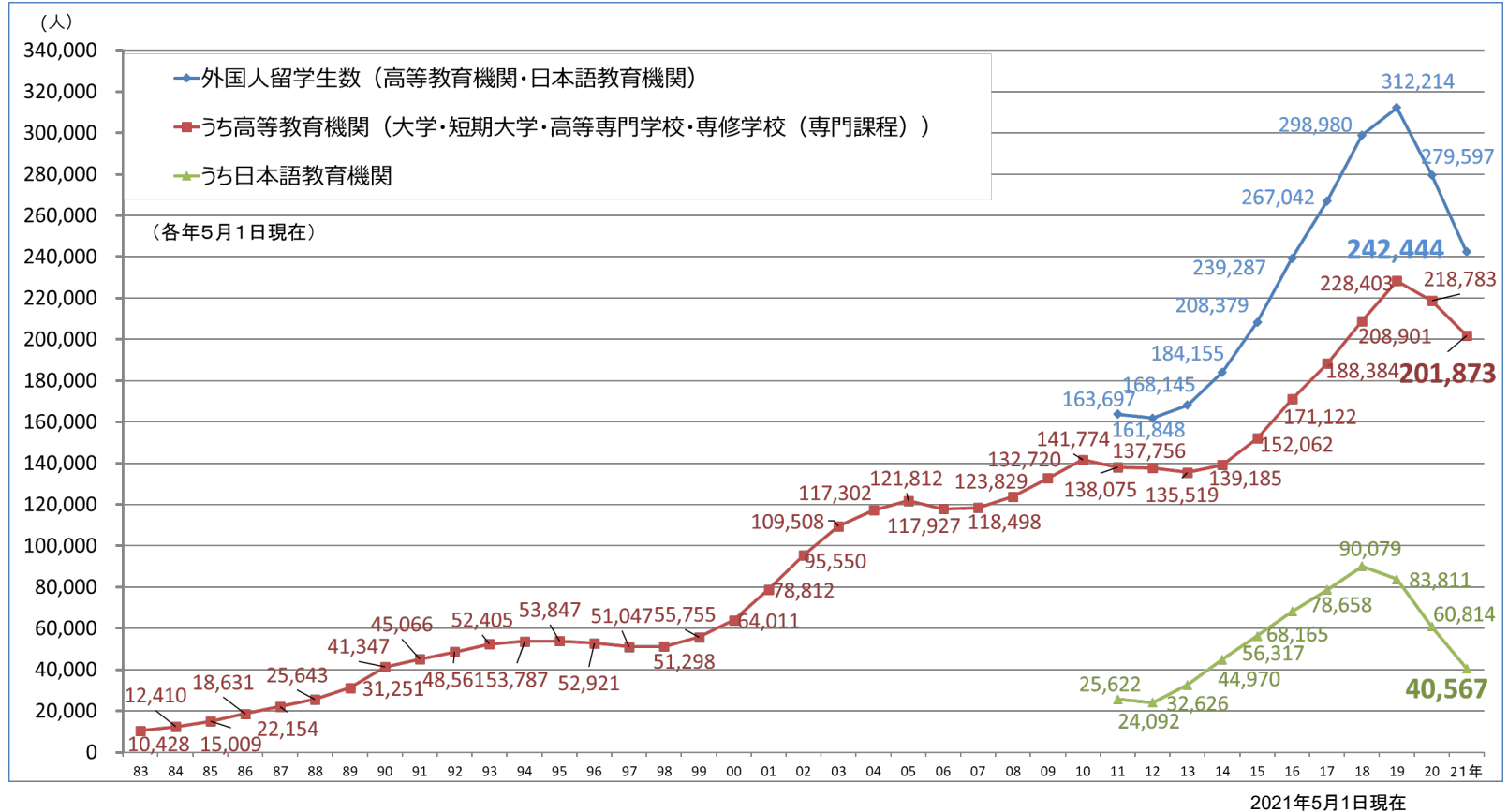


※ 出典：学校基本統計

※ 編入学者は含まない。

外国人留学生数の推移

推移

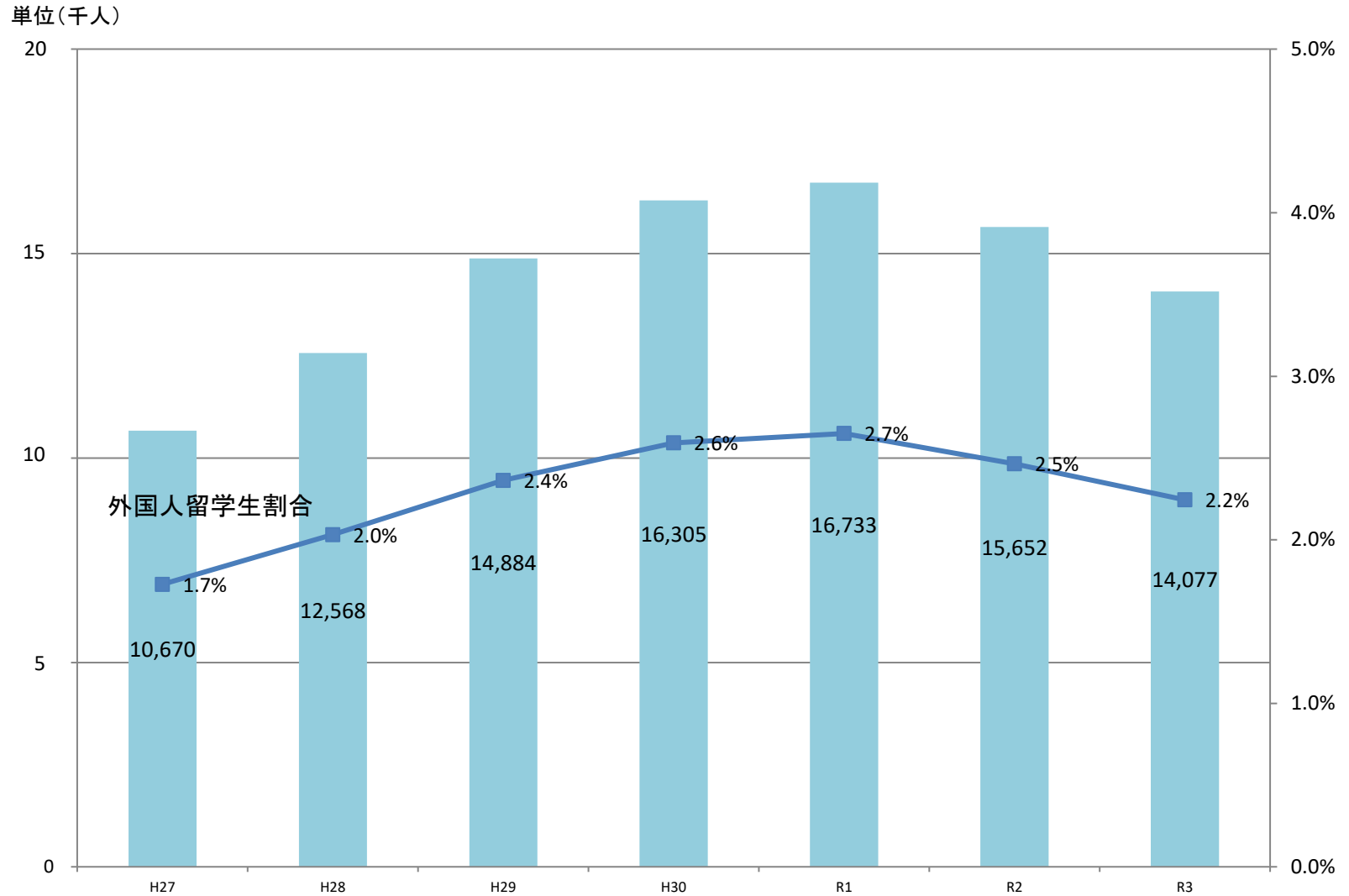


出身国・地域別

国・地域名	留学生数 (前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数 (前年数)	対前年比
中国	114,255 (121,845)	△ 7,590	スリランカ	3,762 (5,238)	△ 1,476
ベトナム	49,469 (62,233)	△ 12,764	ミャンマー	3,496 (4,211)	△ 715
ネパール	18,825 (24,002)	△ 5,177	Bangladesh	3,095 (3,098)	△ 3
韓国	14,247 (15,785)	△ 1,538	モンゴル	2,619 (3,075)	△ 456
インドネシア	5,792 (6,199)	△ 407	その他	21,997 (26,823)	△ 4,826
台湾	4,887 (7,088)	△ 2,201	合計	242,444 (279,597)	△ 37,153

(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

外国人留学生入学者の動向（学部・通学制）

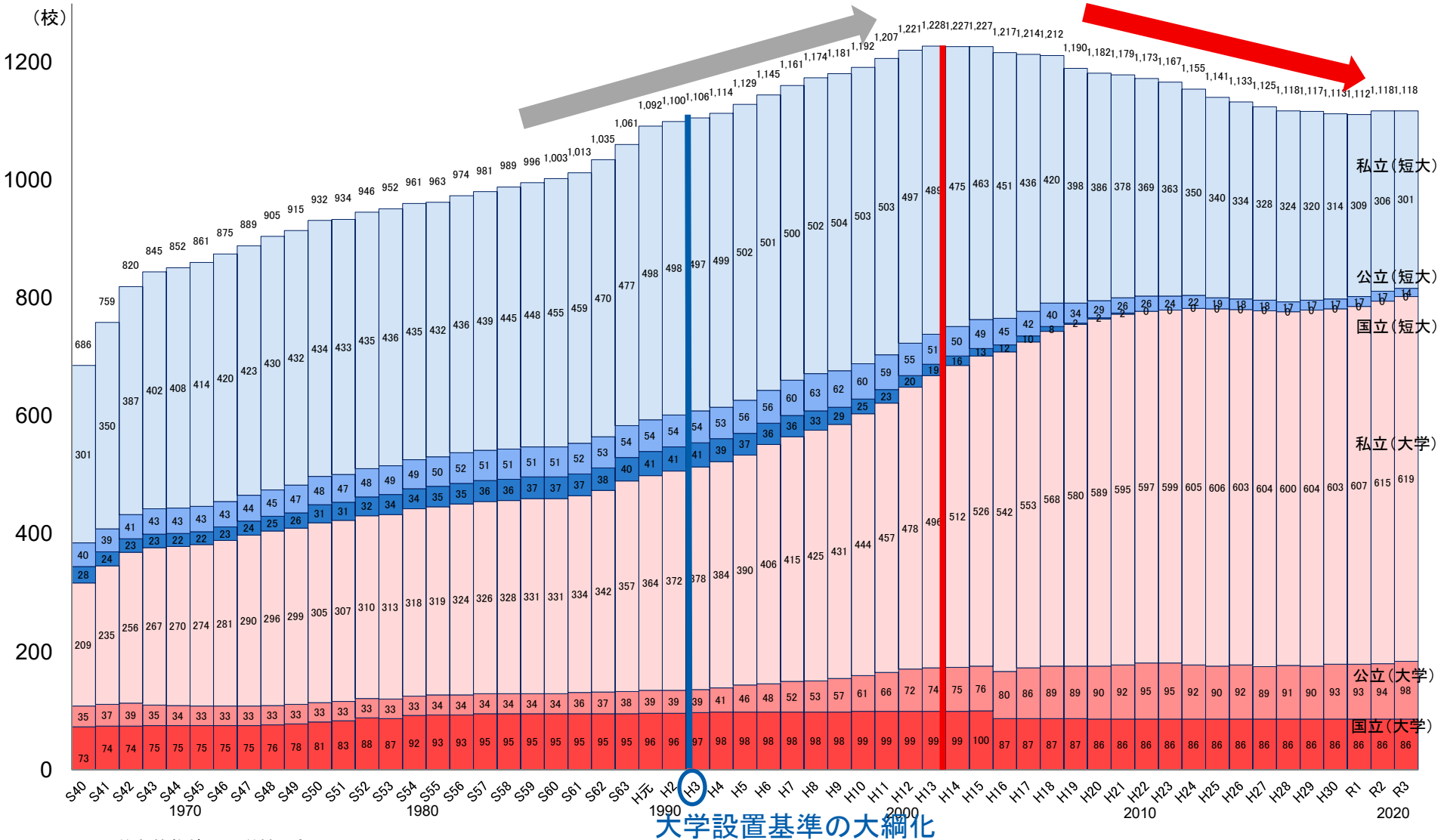


※ 出典:学校基本統計

大学・短期大学数の推移

【近年の主な傾向】

四大化や廃止により短期大学数は減少。平成14年以降は全体的に四大・短大の合計数も減少傾向。国立大学数は平成16年以降減少。



※学生募集停止の学校も含む。
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

大学等の設置認可・届出件数の推移について

○ 平成16、18年度に申請件数が増加し、その後は減少傾向にあったが、専門職大学の開設初年度である平成31年度から増加に転じている。

○ 設置届出制の導入後、設置総件数は増加したが、平成19年度以降は減少傾向にある。

・設置届出制を導入
・準則主義の開始
(平成16年度開設分)

法科大学院の認可が集中
公立：2 私立：46

薬学関係学科の届出が集中
公立：6 私立：62

専門職大学制度の導入

開設年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	
大学等	申請	22	30	20	20	15	25	18	24	17	14	17	8	10	9	5	6	5	1	9	8	20	24	15
	認可	22	29	20	20	15	25	18	20	15	13	15	5	8	9	3	5	3	0	8	7	7	11	10
学部・大学院等	申請	204	323	320	277	266	197	110	110	96	85	66	65	54	59	59	63	62	55	59	61	49	48	56
	認可	201	321	318	271	262	171	109	106	95	74	63	61	44	44	43	58	60	50	53	61	42	38	44
届出						277	265	356	243	258	235	223	155	183	139	122	106	117	128	150	78	113	89	
設置総件数	223	350	338	291	277	473	392	482	353	345	313	289	207	236	185	185	169	167	189	218	127	162	143	

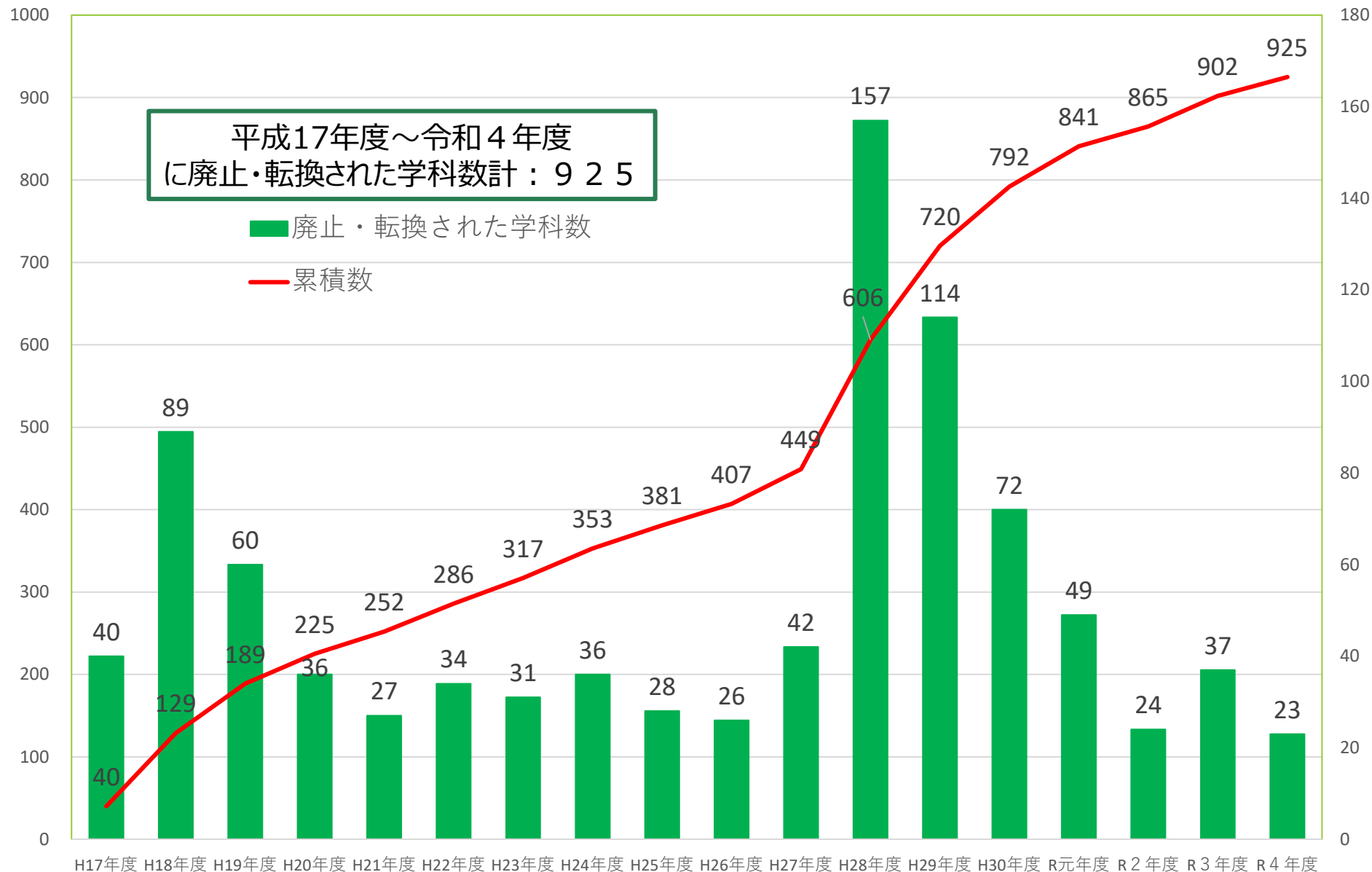
※制度等の導入は、当該開設年度の審査から適用したことを示す

教育研究等の活動の活発化（組織再編）

■ 国立大学の組織の見直し

累積

単年



※平成16年度における国立大学の全学科数：1161

公立大学の新設大学一覧 (H14~R4)

H14		H15		H16		H17		H18		H19	
大学		大学		大学		大学		大学		大学	
1	新潟県立看護大学	1	神奈川県立保健福祉大学	1	国際教養大学	1	大阪府立大学	1	名寄市立大学	1	日本医療科学大学
2	群馬社会福祉大学	2	尚絅学院大学	2	兵庫県立大学	2	県立広島大学	2	札幌市立大学	2	東京未来大学
3	東京女学館大学	3	福島学院大学	3	香川県立保健医療大学	3	首都大学東京	3	札幌大谷大学	3	四日市看護医療大学
4	東京富士大学	4	浦和大学	4	愛媛県立医療技術大学	4	群馬県立県民健康科学大学	4	了徳寺大学	4	京都医療科学大学
5	田園調布学園大学	5	清泉女学院大学	5	星槎大学	5	石川県立大学	5	横浜薬科大学	5	森ノ宮医療大学
6	山梨英和大学	6	健康科学大学	6	創造学園大学	6	山梨県立大学	6	岐阜医療科学大学	6	神戸夙川学院大学
7	諏訪東京理科大学	7	聖泉大学	7	日本薬科大学	7	秋田看護福祉大学	7	大阪河崎リハビリテーション大学	7	兵庫医療大学
8	松本大学	8	長浜バイオ大学	8	武蔵野学院大学	8	群馬パース大学	8	大阪総合保育大学	8	近大姫路大学
9	静岡英和学院大学	9	びわこ成蹊スポーツ大学	9	千葉科学大学	9	白梅学園大学	9	順心会看護医療大学	9	環太平洋大学
10	星城大学	10	大阪成蹊大学	10	聖母大学	10	東京医療保健大学	10	聖マリア学院大学	10	山口学芸大学
11	名古屋学芸大学	11	関西鍼灸大学	11	LEC東京リーガルマインド大学	11	東京聖栄大学	短期大学		11	サイバー大学
12	羽衣国際大学	12	千里金蘭大学	12	八洲学園大学	12	大阪青山大学	1	東京福祉大学短期大学部	短期大学	
13	岡山学院大学	13	東大阪大学	13	静岡福祉大学	13	四條畷学園大学	2	福井医療短期大学	1	島根県立大学短期大学部
14	中国学園大学	14	畿央大学	14	浜松学院大学	14	神戸ファッション造形大学	大学院大学		2	岐阜保健短期大学
15	宇部フロンティア大学	15	熊本保健科学大学	15	愛知新城大谷大学	短期大学		1	産業技術大学院大学	大学院大学	
16	第一福祉大学	短期大学		16	日本赤十字豊田看護大学	1	日本歯科大学東京短期大学	2	映画専門大学院大学	1	日本伝統医療科学大学院大学
17	長崎ウエスレヤン大学	なし	17	藍野大学	大学院大学		3	グロービス経営大学院大学	2	新潟リハビリテーション大学院大学	
短期大学		大学院大学		18	大阪女学院大学	1	ビジネス・ブレークスルー大学院大学	4	日本教育大学院大学		
1	弘前福祉短期大学	なし	19	沖縄キリスト教学院大学	2	光産業創成大学院大学	5	文化ファッション大学院大学			
2	明治鍼灸大学医療技術短期大学部	短期大学		3	神戸情報大学院大学	6	事業創造大学院大学				
3	大阪健康福祉短期大学			1	ヤマザキ動物看護短期大学	7	LCA大学院大学				
大学院大学		大学院大学		2	愛知きわみ看護短期大学	8	大原大学院大学				
なし	1			大宮法科大学院大学							
	2			情報セキュリティ大学院大学							
	3			京都情報大学院大学							
	4	デジタルハリウッド大学院大学									

公私立大学の新設大学一覧（H14～R4）

H20		H21		H22		H23		H24		H25	
大学		大学		大学		大学		大学		大学	
1	長崎県立大学	1	千葉県立保健医療大学	1	新見公立大学	1	福山市立大学	1	日本ウェルネススポーツ大学	1	秋田公立美術大学
2	桐生大学	2	新潟県立大学	2	東北文教大学	2	日本映画大学	2	亀田医療大学	2	札幌保健医療大学
3	植草学園大学	3	愛知県立大学	3	日本保健医療大学	3	京都華頂大学	3	東京医療学院大学	3	岡崎女子大学
4	三育学院大学	4	弘前医療福祉大学	4	ヤマザキ学園大学	4	大阪物療大学	4	横浜創英大学	短期大学	
5	佐久大学	5	日本赤十字秋田看護大学	5	横浜美術大学	5	宝塚医療大学	5	京都美術工芸大学	なし	
6	北陸学院大学	6	東都医療大学	短期大学		6	純真学園大学	6	大阪行岡医療大学	大学院大学	
7	修文大学	7	こども教育宝仙大学	なし		短期大学		7	天理医療大学	なし	
8	神戸常盤大学	8	東京有明医療大学	大学院大学		1	埼玉東萌短期大学	短期大学			
9	福岡女学院看護大学	9	びわこ学院大学	なし		大学院大学		なし			
10	保健医療経営大学	10	大阪保健医療大学			1	滋慶医療科学大学院大学	大学院大学			
短期大学		11	広島都市学園大学					1	事業構想大学院大学		
1	愛知医療学院短期大学	短期大学						2	沖縄科学技術大学院大学		
大学院大学		1	仙台青葉学院短期大学								
1	ハリウッド大学院大学	2	有明教育芸術短期大学								
2	SBI大学院大学	3	貞静学園短期大学								
		4	平成医療短期大学								
		大学院大学									
		なし									

公私立大学の施設大学一覧 (H14~R4)

H26		H27		H28		H29		H30		H31		R2		R3		R4	
大学		大学		大学		大学		大学		大学		大学		大学		大学	
1	山形県立米沢栄養大学	1	湘南医療大学	なし	1	北海道千歳リハビリテーション大学	1	公立小松大学	1	長岡崇徳大学	1	湘南鎌倉医療大学	1	三条市立大学	1	川崎市立看護大学	
2	敦賀市立看護大学	2	長野保健医療大学	短期大学	2	岩手保健医療大学	2	長野県立大学	2	岐阜保健大学	2	名古屋柳城女子大学	2	叡啓大学	2	大阪公立大学	
3	日本医療大学	3	鳥取看護大学	なし	3	福井医療大学	3	育英大学	3	和歌山信愛大学	3	高知学園大学	3	松本看護大学	3	大阪信愛学院大学	
4	京都看護大学	短期大学	大学院大学	4	一宮研伸大学	4	東京通信大学	4	福岡国際医療福祉大学	短期大学	短期大学	4	令和健康科学大学				
5	大和大学	なし	なし	5	福岡看護大学	5	新潟食料農業大学	短期大学	なし	なし	短期大学	なし	短期大学				
短期大学	大学院大学	短期大学	大学院大学	1	東京歯科大学短期大学	1	仙台赤門短期大学	大学院大学	なし	大学院大学	なし	1	静岡社会健康医学大学院大学	大学院大学			
なし	なし	2	ユマニテク短期大学	大学院大学	なし	専門職大学	専門職大学	なし	1	静岡県立農林環境専門職大学	1	芸術文化観光専門職大学	専門職大学				
大学院大学	1	社会情報大学院大学	1	大学院大学至善館	専門職大学	1	高知リハビリテーション専門職大学	1	静岡県立農林環境専門職大学	1	かなざわ食マネジメント専門職大学	1	アール医療専門職大学				
なし	2	国際ファッション専門職大学	2	びわこリハビリテーション専門職大学	2	東京国際工科専門職大学	2	国際ファッション専門職大学	2	名古屋国際工科専門職大学	2	大阪国際工科専門職大学	2	専門職短期大学			
1	ヤマザキ動物看護専門職短期大学	5	情報経営イノベーション専門職大学	5	和歌山リハビリテーション専門職大学	5	東京保健医療専門職大学	4	東京保健医療専門職大学	4	和歌山リハビリテーション専門職大学	5	なし				
6	開志専門職大学	7	岡山医療専門職大学	7	せとうち観光専門職短期大学	6	専門職短期大学	6	専門職短期大学	6	専門職短期大学	6	1				
1	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	1	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	1	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	1	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	1	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	1	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	1	1				

大学の統合について

- 国立大学は平成14～19年度にかけて14組が統合し、私立大学は平成20～令和4年度にかけて10組が統合した。

国立大学の統合

29校 → 14校

統合年度	統合後	統合した大学
H14	山梨大学	山梨大学、山梨医科大学
"	筑波大学	筑波大学、図書館情報大学
H15	東京海洋大学	東京商船大学、東京水産大学
"	福井大学	福井大学、福井医科大学
"	神戸大学	神戸大学、神戸商船大学
"	島根大学	島根大学、島根医科大学
"	香川大学	香川大学、香川医科大学
"	高知大学	高知大学、高知医科大学
"	九州大学	九州大学、九州芸術工科大学
"	佐賀大学	佐賀大学、佐賀医科大学
"	大分大学	大分大学、大分医科大学
"	宮崎大学	宮崎大学、宮崎医科大学

<国立大学法人化後>

統合年度	統合後	統合した大学
H17	富山大学	富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学
H19	大阪大学	大阪大学、大阪外国語大学

私立大学の統合

22校 → 10校

統合年度	統合後	統合した大学
H20	慶応義塾大学	慶応義塾大学、共立薬科大学
"	東海大学	東海大学、九州東海大学、北海道東海大学
H21	関西学院大学	関西学院大学、聖和大学
H23	上智大学	上智大学、聖母大学
H25	常葉大学	常葉大学園大学、富士常葉大学、浜松大学
H27	桐蔭横浜大学	桐蔭横浜大学、大宮法科大学院大学
H30	北海道科学大学	北海道科学大学、北海道薬科大学
R2	関西国際大学	関西国際大学、神戸山手大学
R3	大阪医科薬科大学	大阪医科大学、大阪薬科大学
R4	兵庫医科大学	兵庫医科大学、兵庫医療大学

設置計画履行状況等調査の実施状況（平成27～令和3年）

		H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
調査対象校		450校	443校	412校	442校	437校	455校	439校
うち、指摘が付されなかった大学等		180校	206校	204校	324校	330校	355校	347校
うち、指摘が付された大学等		270校	237校	208校	118校	107校	100校	92校
	指摘事項（改善）	269校	237校	208校	108校	104校	97校	92校
	指摘事項（是正）	10校	2校	5校	18校	9校	5校	3校
	指摘事項（法令違反）	-校	-校	-校	0校	0校	0校	0校

（注1）同一校に各区分の指摘事項が付された場合にはそれぞれで計上。

（注2）平成29年度以前は、意見レベルは「警告」「是正意見」「改善意見」の3区分となっており、「警告」「是正意見」は「指摘事項（是正）」に、「改善意見」は「指摘事項（改善）」に含めている。

大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

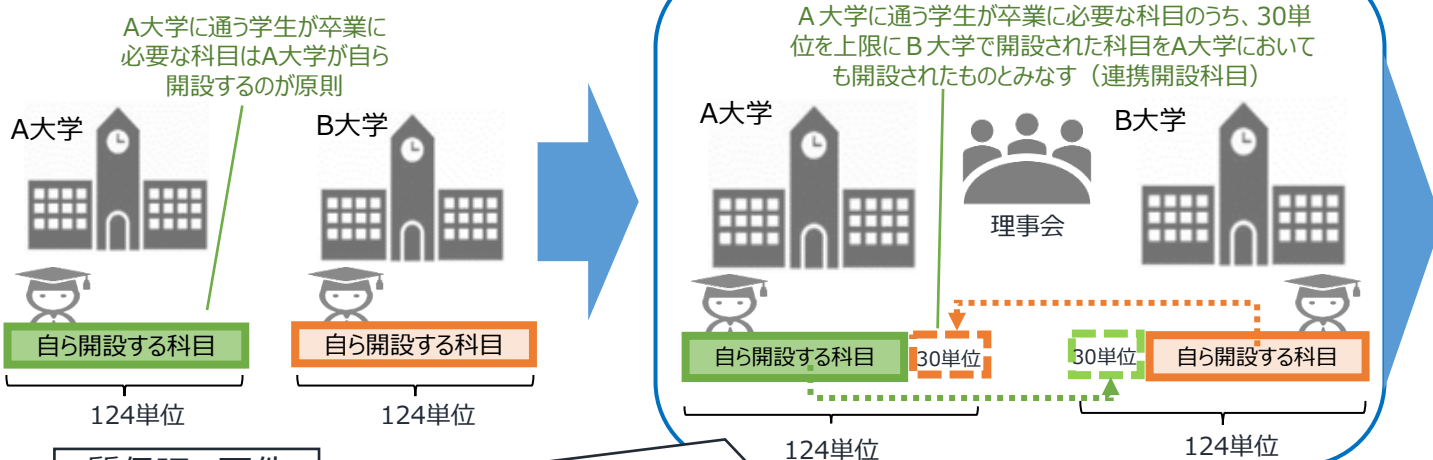
概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「**大学は、**・・・教育上の目的を達成するために**必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するもの**とする。」とされている（**自ら開設の原則**）。

社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

- **質の保証にも留意**しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、**他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす**特例措置を設ける。

<連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



<得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、
 - ・充実した教育プログラムの提供
 - ・弱点分野の相互補完
 - ・**地域が求める人材等**を連携して育成

- ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
 - ・**きめ細かな指導や少人数教育**の実施

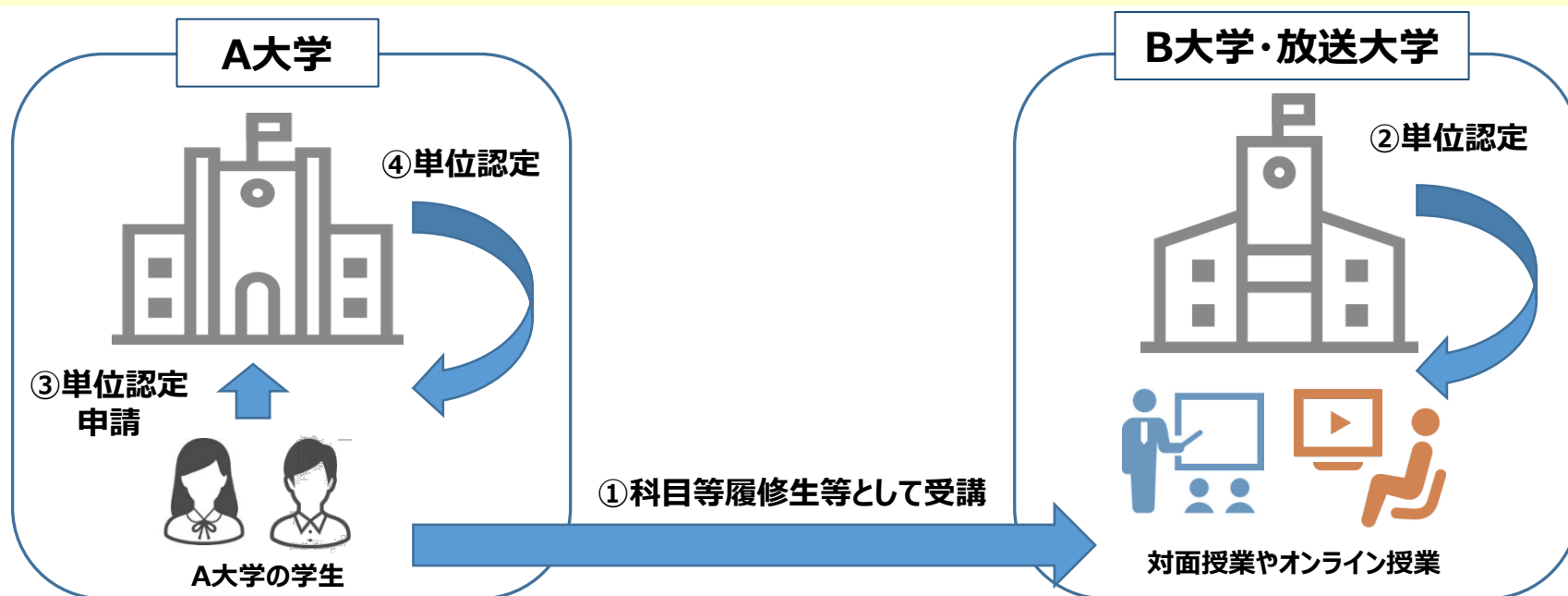
⇒例えば、地域の大学が連携して**数理・データサイエンス・AI教育を実施**することや、**教養教育を充実**させることが可能に。

質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が**教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」**を策定し、**文部科学大臣へ届出**
- ✓ 参加大学間で**連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築**（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で**修得できる単位数の上限を設定**（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の**情報公表を義務付け**等

他大学における学修を単位認定（単位互換）

- ✓ 学生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合等、124単位中60単位まで自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる単位互換制度が設けられている。
※大学院においては30単位中15単位まで単位互換が可能
- ✓ 単位互換が認められる学修は、協定等に基づきあらかじめ定めておくことが原則であるが、あらかじめ協定等で定めていなくとも、学生からの申請に応じて審査の上、教育上有益と認めるときは単位認定することが可能。
- ✓ 自大学の教育課程との整合性に留意しつつ柔軟な運用を行うことにより、個々の学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応することが期待。



定員の取扱い（適正な定員管理を促す規定）

- **大学設置基準**において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**基盤的経費の配分**等において不認可や減額等がある。

□ 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた告示により、**学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合は、認可しないこと**を規定。国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずることとしている。

○認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

区分	大学				短期大学	高等専門学校
	4000人以上		4000人未満			
大学規模（収容定員）	4000人以上		4000人未満		1.15未満	1.15未満
学部規模（入学定員）	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
	1.05未満	1.10未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満

□ 私立大学について、

- 定員充足率（学部等ごと、大学全体それぞれ算定）が一定の基準を超過した場合に私学助成を全額不交付とする措置を実施（ただし、入学定員充足率による措置は、過去3か年間の各年度が基準未満の場合は▲50%）

大学規模別	収容定員 8,000人以上	収容定員 4,000～8,000人	収容定員 4,000人未満
入学定員充足率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上
収容定員充足率	1.40倍以上	1.50倍以上	

- 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）に応じた私学助成の増減調整を実施。

増減率	▲11%…▲20%…▲30%…▲40%……▲50%
収容定員充足率	89% … 80% … 70% … 60% … ～51%

※収容定員充足率50%以下は不交付（ただし、学校全体の充足率が50%以上の場合は▲50%）

※医歯学部については別途設定

□ 国立大学について、各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

○入学定員（1年次）に対する入学者数の定員超過（学部毎に算定）

※国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

大規模学部（学部入学定員300人超）	中規模学部（学部入学定員100人超300人以下）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
105%以上	110%以上	115%以上

○収容定員（2年次以降）に対する在席者数の定員超過（学部毎に算定）

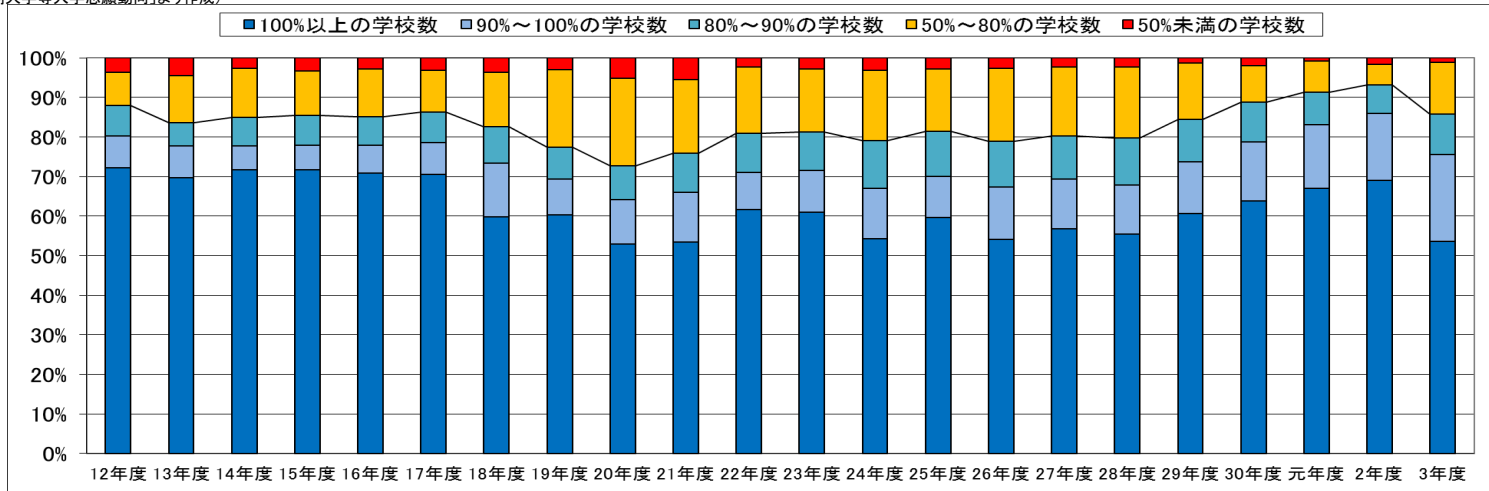
※上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、留年者については、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

大・中規模学部（学部入学定員100人超）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
110%以上	120%以上

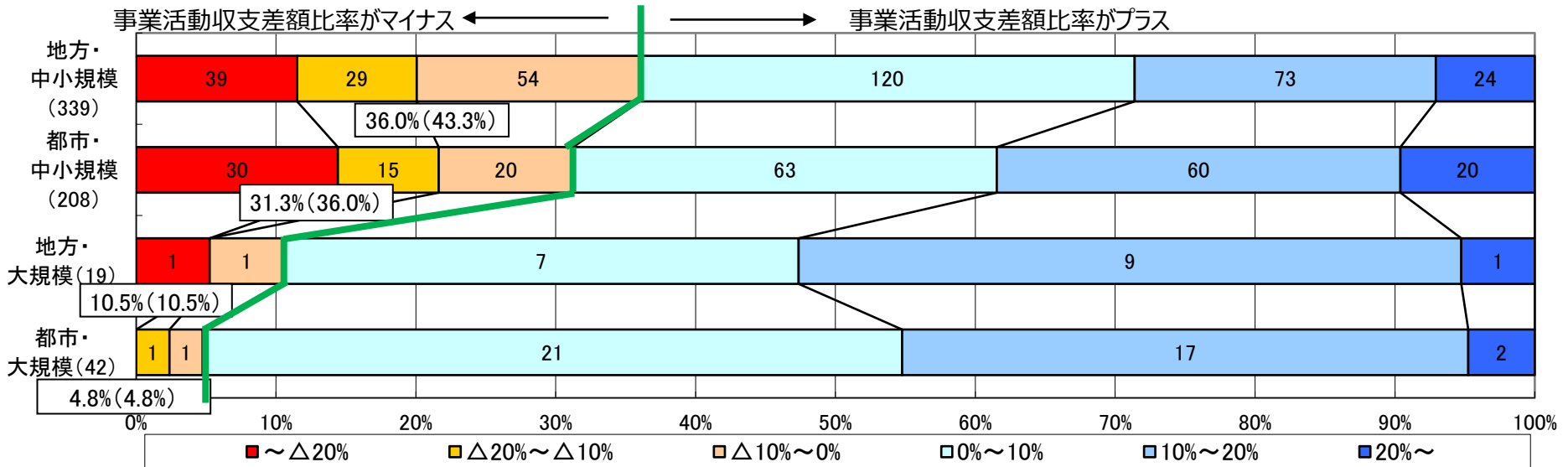
私立大学の経営状況について

私大の46%が入学定員未充足(うち、14%が充足率80%未満)

(日本私立学校振興・共済事業団「令和3(2021)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)



地方中小私大の収支状況は約4割が赤字傾向

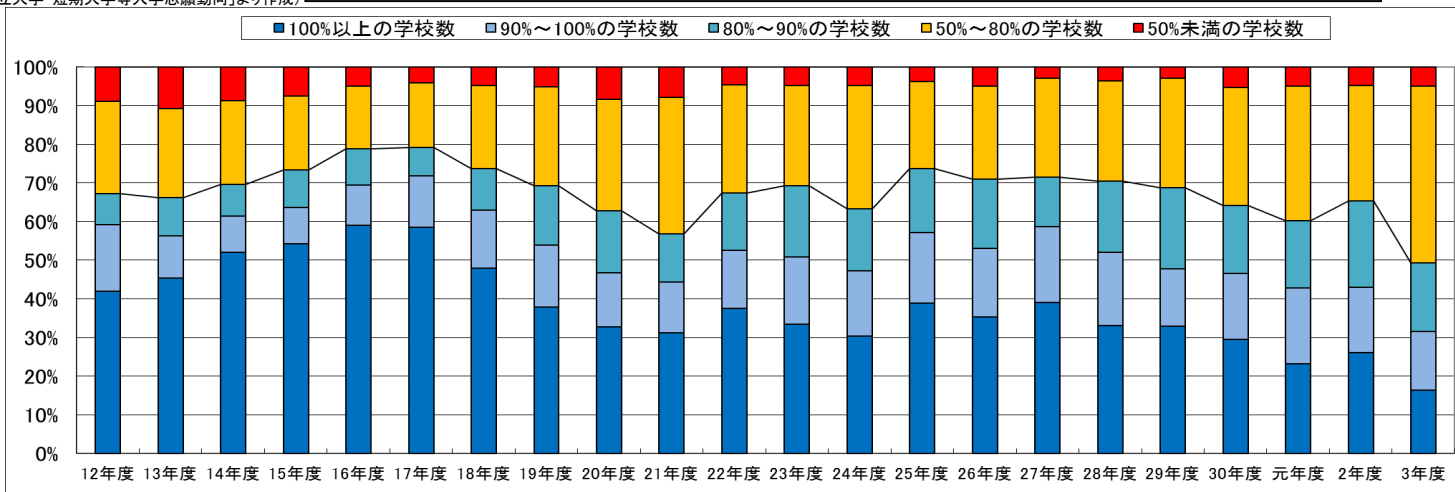


※ [] は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で () は前年度の割合 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(令和3年度版)」より作成

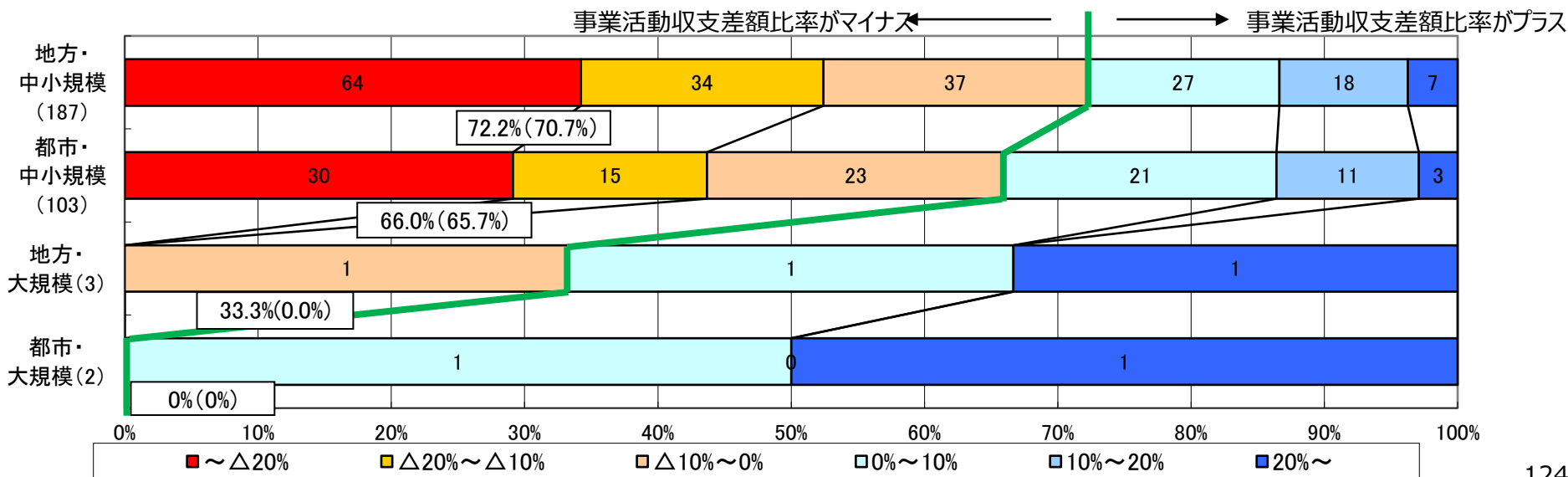
私立短期大学の経営状況について

(日本私立学校振興・共済事業団「令和3(2021)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立短大の84%が入学定員未充足(うち、51%が充足率80%未満)



中小私短大の収支状況は約7割が赤字傾向



※ は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で () は前年度の割合 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(令和3年度版)」より作成

経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

学校法人の義務
(私学法25条)
設置校の教育研究に必要な財産の保有

経営指導の充実の必要性
18歳人口減少
グローバル化
産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」

・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避
・経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要

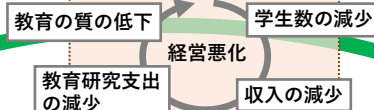
学校法人の責務の明示
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)
・自主的な運営基盤の強化
・設置校の教育の質の向上
・運営の透明性の確保

文部科学省

学校法人運営調査委員制度 (S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施

学校法人



学校法人に対する一体的な経営支援・指導

経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- 合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

経営相談・自己分析の促進

- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- 「経営改善のためのハンドブック」作成・提供
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「経営判断指標」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

経営指導の充実・強化 (R元年度～)

- 新たに「**経営指導強化指標※**」を設定し、**経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握**
※ 「「運用資産－外部負債」がマイナス」かつ「「経常収支差額」が3か年マイナス」
- 学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、**集中的な経営指導を実施する学校法人を決定**
- 私学事業団の経営相談を必須として**経営改善計画を策定**させ、**3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう**、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、**集中的な指導・助言を実施**
- **経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人**に対しては、対応方策を示した上での**経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含む)**、及び、**その方策の方向性の財務書類等への明記を求める指導通知を发出**
- 学校法人が財務書類等へ記した対応方針を、文部科学省がまとめて公表する予定

学生・保護者等から信頼を得るためにも経営力を一層強化し、継続的・安定的に質の高い高等教育を提供

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へと移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

※「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階(ユニバーサル・アクセス)とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

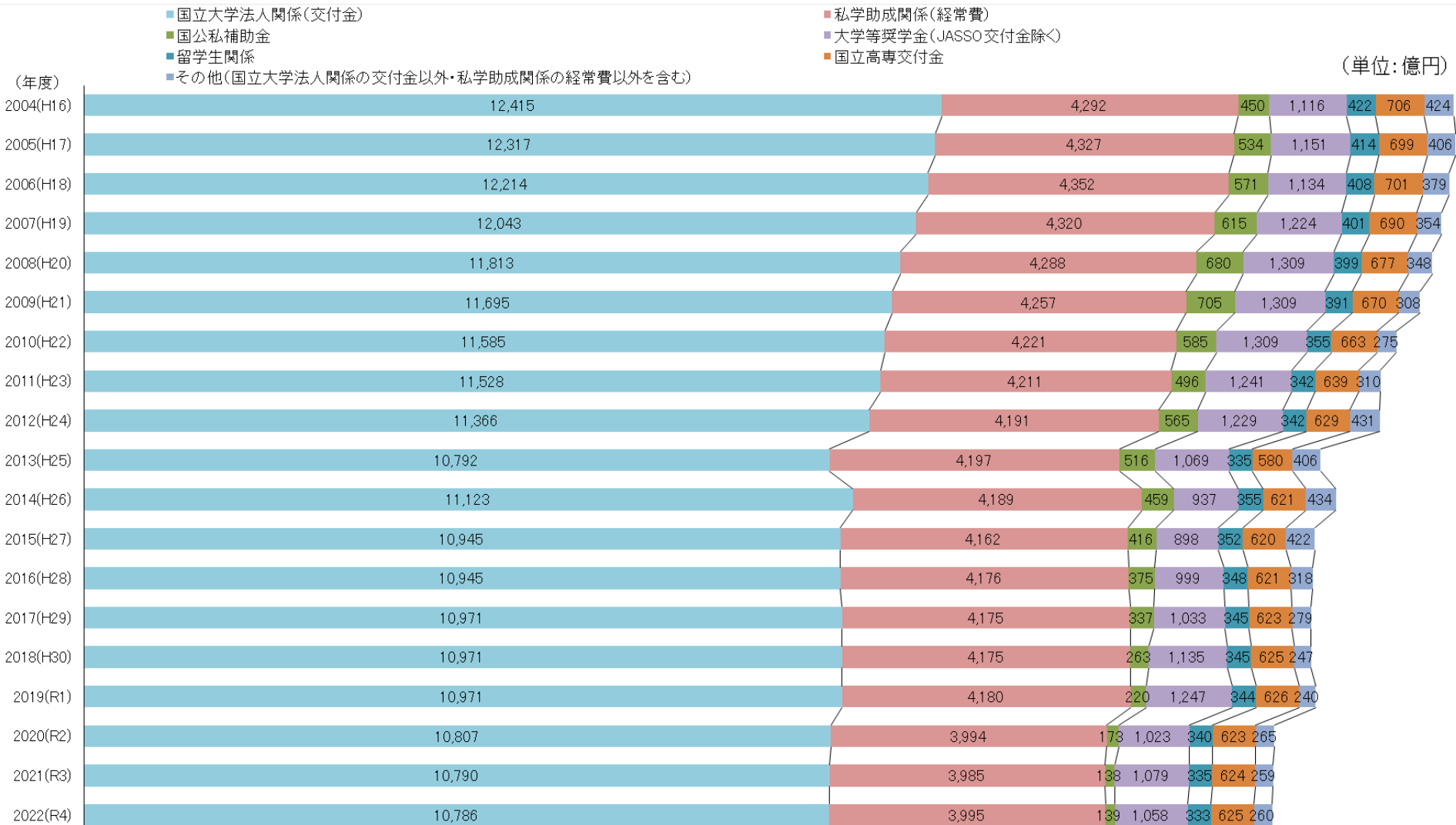
マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

段階(進学率)	エリート段階(～15%)	マス段階(15～50%)	ユニバーサル段階(50%～)
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート養成 ＋社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程	高度構造化(剛構造的)	構造化＋弾力化(柔構造的)	非構造的(段階的学習方式の崩壊)
学生の進学パターン	中等教育後ストレートに大学進学、中断なく学修して学位取得。中退率低い。	中等教育後のノンストレート進学や一時的修学停止、中退率増加。	入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、社会人経験者の再入学の増加。
高等教育機関の特色	同質性 (共通の高い基準を持った大学と専門分化した専門学校)	多様性 (多様なレベルの水準を持つ高等教育機関。総合性教育機関の増加)	極度の多様性 (共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される)
社会と大学の境界	明確な区分、閉じられた大学	相対的に希薄化、開かれた大学	境界区分の消滅、大学と社会の一体化
意思決定の主体	小規模のエリート集団	エリート集団＋利益集団＋政治集団	一般公衆
学生の選抜原理	中等教育での成績又は試験による選抜(能力主義)	能力主義＋個人の教育機会の均等化原理	万人のための教育保証＋集団としての達成水準の均等化

【参考文献】M.トロウ『高学歴社会の大学』(天野郁夫、喜多村和之訳、東京大学出版会、1976)より喜多村和之が図表化

5. 高等教育への行財政支出について

高等教育関係予算の推移【H16～R4年度】



(注1) H29年度及びH30年度の国立大学法人関係(交付金)は、国立大学法人機能強化促進費を含む。

(注2) 私学助成関係には、他局計上分及び内閣府移管分(子供・子育て支援新制度分)を含まない。

(注3) 日本私立学校振興・共済事業団補助(基礎年金等)を含まない。

(注4) 復興特別会計計上分及び内閣府計上分(高等教育修学支援新制度分)を含まない。

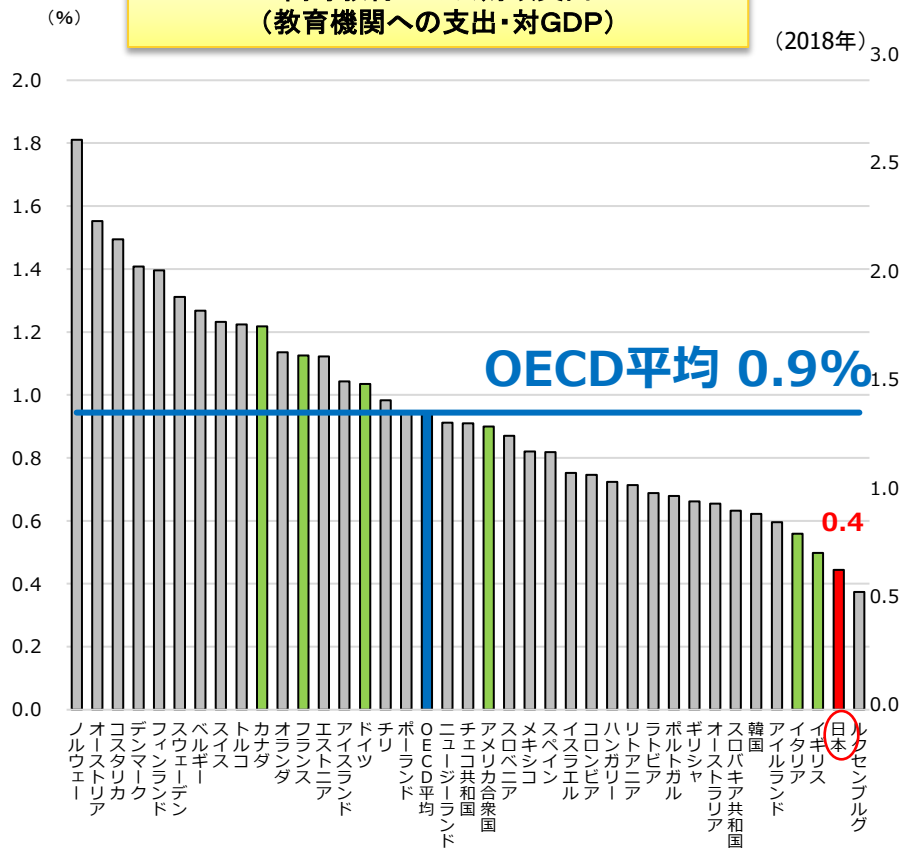
(注5) R1年度及びR2年度には、「臨時・特別の措置」を含まない。

〔 R1年度: 国立大学法人関係: 30億円、私学助成関係: 78億円、その他: 57億円(船舶建造費) 〕
 〔 R2年度: 国立大学法人関係: 28億円、私学助成関係: 38億円、その他: 57億円(船舶建造費) 〕

高等教育への公財政支出（対GDP比）

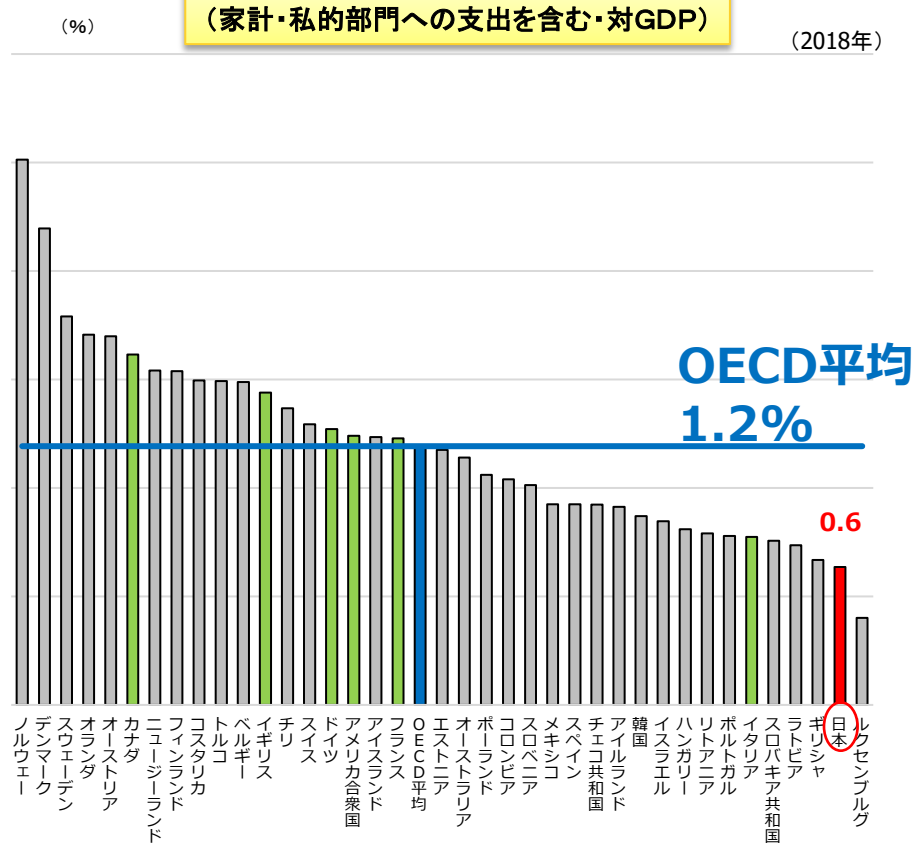
国の経済規模(GDP)に対して、高等教育への公財政支出は、OECD諸国の中で極めて低い水準。

高等教育への公財政支出
(教育機関への支出・対GDP)



※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。
 ※分類不可（教育行政費等）を含まない。
 注1：データはOECD加盟38カ国。
 注2：「教育機関への支出」には、奨学金等の個人補助を含まない。

高等教育への公財政支出
(家計・私的部門への支出を含む・対GDP)

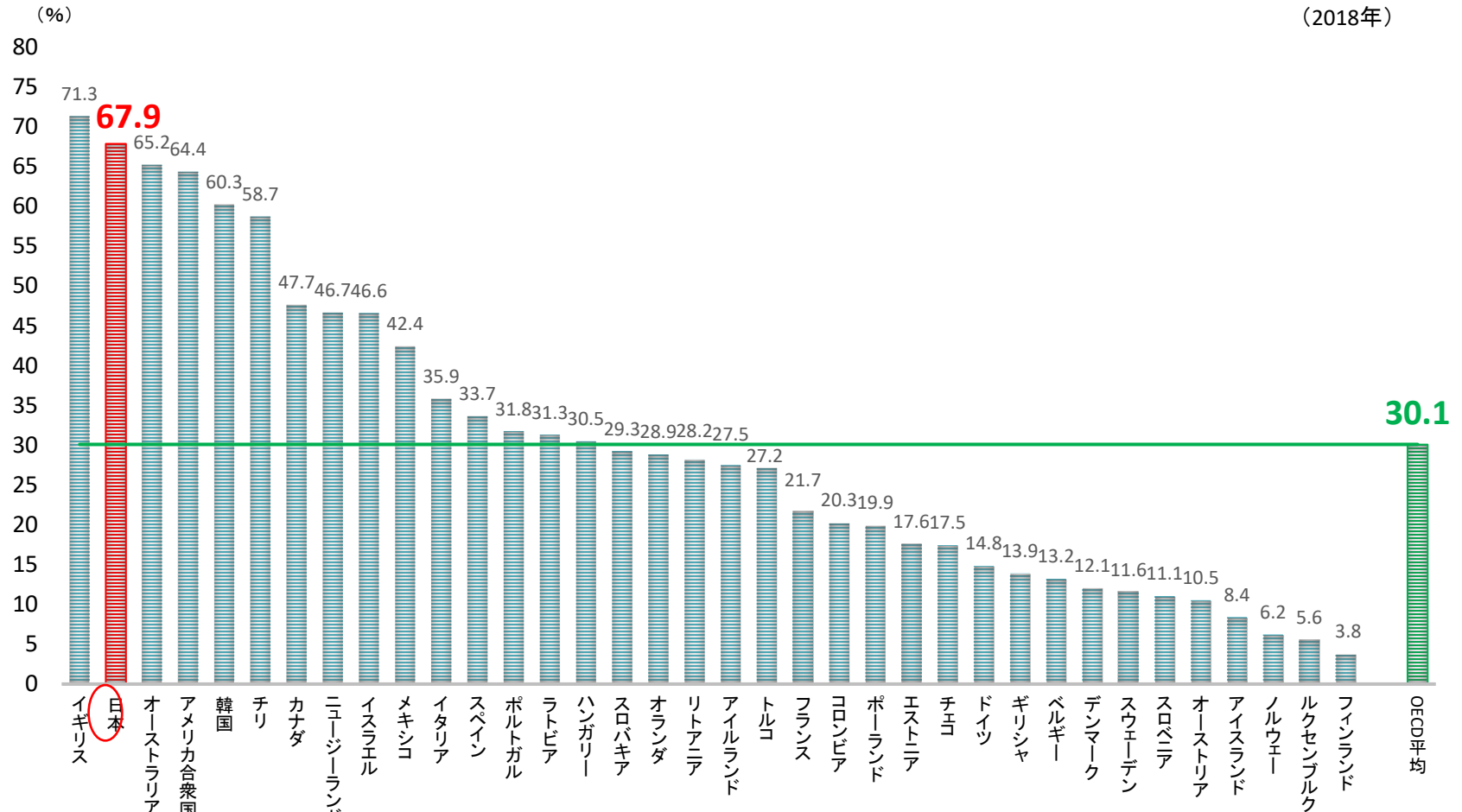


注3：「家計・私的部門への支出」は、奨学金等の家計や学生への支出を指す。
 注4：我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。
 注5：我が国の参照年度は、2018年度（平成30年度）。

出典：OECD「Education at a Glance 2021（図表でみる教育2021）」

高等教育機関への教育支出における私費負担割合

高等教育段階における私費負担の割合は、OECD加盟国の中で高い水準。



注1：OECD加盟38か国のうち、スイス、コスタリカを除く。
 注2：他の教育段階に係るデータが一部含まれる。
 注3：奨学金等の個人補助を含まない。
 注4：我が国の参照年度は、2018年度(平成30年度)。

出典：OECD「Education at a Glance 2021(図表でみる教育2021)」

高等教育の修学支援新制度における大学等の機関要件について

- 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。
 1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。
 - ※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）
 - * オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - * 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。
 2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
 3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
 4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。
- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。
 - ▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。
 - ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）
 - ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）
 - ③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）
 - ※ 専門学校の場合は経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

対象機関リストはこちら：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm